

## 地域密着型サービス運営委員会について

### 1. 地域密着型サービスとは

- 地域密着型サービスは、認知症高齢者や独居高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内で提供されるサービスである。
- 区市町村が事業者の指定を行い、原則してその区市町村の住民のみが保険給付の対象となる。

【地域密着型サービスの指定状況】(令和3年7月末現在)

サービス種別	事業所数 (区内)	事業所 (区外)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	0
夜間対応型訪問介護	1	0
認知症対応型通所介護	9	0
小規模多機能型居宅介護	3	0
認知症対応型共同生活介護	13	3
地域密着型通所介護	29	32

### 2. 地域密着型サービス運営委員会の概要

- 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、区市町村は地域密着型サービスの運営に関する委員会(以下、地域密着型サービス運営委員会)を設置しなければならない。
- 豊島区では、介護保険事業計画推進会議が地域密着型サービス運営委員会を兼ねている。

### 3. 地域密着型サービス運営委員会の目的

地域密着型サービス運営委員会は、以下の事項について意見を徴することを目的としている。

- ① 地域密着型サービス事業所の指定に関すること(法第78条の2第7項)
- ② 地域密着型サービス事業所の指定基準の策定・改正に関すること  
(法第78条の4第6項)
- ③ 地域密着型サービスの独自報酬及び基準の設定に関すること  
(法第42条の2第4項及び5項)
- ④ 地域密着型サービス事業所の指定の条件に関すること  
(法第78条の2第8項及び区指定規則第8条第4項)

## 参考

### ① 介護保険法第 78 条の 2 第 7 項

- 7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### ② 介護保険法第 78 条の 4 第 6 項

- 6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

### ③ 介護保険法第 42 条の 2 第 4 項及び 5 項

- 4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。
- 5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

### ④ 介護保険法第 78 条の 2 第 8 項及び区指定規則第 8 条第 4 項

- 8 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 4 前項の豊島区地域密着型サービスの利用指針及び事務取扱要領の作成に当たって、区長はあらかじめ、区が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるための機会を設けなければならない。